名古屋市公報

平成30年 2月15日　　第1245号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　　次　　ページ

規　　則

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　（第8号）　4

告　　示

○ 農用地利用集積計画について　（緑土・都市農業課）　（第58号）　7
○ 名古屋市農業センター臨時開所　（緑土・農業センター）　（第59号）　8
○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間
（緑土・農業センター）　（第60号）　9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第61号）　10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更　（健福・保護課）　（第62号）　12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止　（健福・保護課）　（第63号）　14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止　（健福・保護課）　（第64号）　16
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止　（健福・保護課）　（第65号）　17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定　（健福・保護課）　（第66号）　18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止　（健福・保護課）　（第67号）　20
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第68号）　21
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）　（第69号）　22
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について　（環境・地域環境対策課）　（第70号）　23

○ 名古屋市議会定例会の招集について　（総務・総務課）　（第71号）　25
○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出
（住都・区画整理課）　（第72号）　26

公　　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　27
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　29
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　31
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　33

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 8号）

1　改正内容

区役所の要介護認定事務の一部を集約するため、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第 8号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 4条の見出し中「、名称及び所管区域」を削り、同条第 2項を削る。

第 5条第 2項を削る。

第11条及び第12条第 1項中「区長」を「市長」に改める。

附則第 2条を次のように改める。

第 2条　削除

附則第 3条中「を有する」の次に「施行法第13条第 1項に規定する」を加える。

別表を削る。

第 7号様式を次のように改める。

第７号様式

介護保険　要介護・要支援認定
要介護・要支援更新認定
要介護・要支援状態区分変更認定　申請書

（宛先）名古屋市長

次のとおり申請します。

		申請年月日	
申請者氏名		本人との関係	
提出代行者名称			㊞
申請者住所（提出代行者所在地）			

被保険者番号			個人番号			
被保険者氏名			生年月日		性別	
住所						
現在地						
今後の認定通知等の送付先						
申請歴	有・無	前回の認定等の結果	要介護状態区分等			
			有効期間	年　月　日から　年　月　日まで		
現在の状況等						
変更申請の理由						

主治医	医療機関名		医師名	
	所在地			
	受診状況			

医療保険者名（医療保険者番号）		被保険者証記号番号	
加入年月日		本人扶養区分	
特定疾病名			

同意欄	介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護・要支援認定等に係る名古屋市介護認定審査会の審査判定の結果を、主治医意見書を記載した医師に提示することに同意します。 要介護・要支援認定の更新の申請から30日以内に認定がされない場合、現在の認定の有効期間内であれば、認定を延期する通知を省略することに同意します。 被保険者氏名 （署名又は記名押印してください。）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

第 8号様式から第11号様式までの規定中「名古屋市　　区長」を「名古屋市長」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第58号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 2月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
　公益財団法人愛知県農業振興基金、名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
2　利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
　名古屋市中川区水里一丁目 113番、畑、 422平方メートル
3　利用権の設定を行う者の氏名及び住所
　古橋　健嗣、名古屋市西区菊井一丁目28番11号
4　設定する利用権
(1) 種類　使用貸借権
(2) 内容　農地中間管理事業のための権利取得
(3) 存続期間　平成30年 3月 8日から平成40年 3月 7日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第59号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 8条第 3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

臨時に開所する日　平成30年 2月26日、 3月 5日、同月12日及び19日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第60号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

使用料を納付しなければならない期間
平成30年 2月23日から同年 3月21日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第61号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　歯科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	指　定　年　月　日
安部歯科医院	名古屋市東区大曽根二丁目 605番地	平成29年11月21日

2　薬局

医　療　機　関　名	所　　在　　地	指　定　年　月　日
このみ薬局	名古屋市北区大曽根二丁目 3番 5号	平成30年 1月 1日
ブルークロス	名古屋市西区秩父通 2丁目74番地の 1	平成30年 1月 1日
金山すみれ薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番12号	平成30年 1月 1日

このみ薬局	名古屋市港区八百島二丁目 606番地	平成30年 1月 1日
長谷川薬局	名古屋市守山区町南 8番10号	平成29年 9月 1日

3　訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
ケアーズふくろう訪問看護サービス	名古屋市千種区清明山一丁目 2番6号	平成29年12月 1日
みのり訪問看護ステーション	名古屋市港区港陽三丁目11番23号	平成29年12月 1日
訪問看護クレド	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 115番地	平成29年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第62号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医療機関名	旧	安心生活在宅クリニックあおい
	新	メグラス在宅クリニック
所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
変更年月日		平成29年12月15日

医療機関名	旧	内科小児科金子医院
	新	金子医院
所在地	旧	名古屋市中村区長筬町 2丁目16番地の 1
	新	名古屋市中村区長筬町 6丁目21番地
変更年月日		平成29年11月 1日

医療機関名	旧	医療法人社団甲仁会大須診療所
	新	医療法人社団甲仁会名古屋甲状腺診療所
所在地		名古屋市中区大須四丁目14番59号

変　更　年　月　日	平成29年12月 1日

2　薬局

医　療　機　関　名	旧	有限会社ハート調剤薬局
	新	日本調剤名大前薬局
所　在　地		名古屋市中区千代田五丁目1301番
変　更　年　月　日		平成29年12月 1日

医　療　機　関　名		塩釜調剤薬局
所　在　地	旧	名古屋市天白区塩釜口二丁目 908番地
	新	名古屋市天白区塩釜口二丁目1104番地
変　更　年　月　日		平成29年11月23日

3　訪問看護ステーション

医　療　機　関　名	旧	訪問看護ステーションみやびの
	新	ホーシン訪問看護
所　在　地		名古屋市熱田区四番二丁目18番15号
変　更　年　月　日		平成29年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第63号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　歯科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
安部歯科医院	名古屋市北区大曽根二丁目 8番51号	平成29年11月 9日
大矢恵三歯科	名古屋市中川区昭和橋通 2丁目31番地	平成29年12月20日
山本歯科医院	名古屋市南区港東通 1丁目49番地	平成29年12月31日

2　薬局

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
たんぽぽ薬局東片端店	名古屋市東区泉二丁目 3番 5号	平成29年11月30日
クリエイト薬局名古屋八代町店	名古屋市北区八代町 2丁目76番地	平成29年11月15日
合資会社長谷川薬局	名古屋市守山区町南 8番10号	平成29年 9月 1日
長谷川薬局	名古屋市守山区町南 8番10号	平成29年10月31日

3　訪問看護ステーション

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
ケアーズふくろう訪問看護サービス	名古屋市東区東大曽根町48番 3号	平成29年12月 1日
みのり訪問看護ステーション	名古屋市港区港栄三丁目 6番14号	平成29年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第64号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　薬局

医　療　機　関　名	所　　在　　地	休　止　年　月　日
なの花薬局名古屋明治店	名古屋市南区内田橋一丁目30番12号	平成29年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第65号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
トータルサポートクリニック千種	名古屋市千種区京命一丁目1105番	平成29年11月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第66号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　あん摩・マッサージ

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
出張専門 小出　幸枝	名古屋市北区成願寺一丁目 1番10号	平成29年11月 1日
まごころマッサージ治療院 森本　拓也	名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2	平成29年11月28日
ＫＥｉＲＯＷ大曽根ステーション	名古屋市東区矢田一丁目 3番 9号	平成29年12月 1日

松下　裕美		
マッサージみずほ治療院 中谷　佳資	名古屋市瑞穂区下坂町 2丁目 1番地	平成29年12月 1日

2　はり・きゅう

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
まごころマッサージ治療院 森本　拓也	名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2	平成29年11月28日
マッサージみずほ治療院 中谷　佳資	名古屋市瑞穂区下坂町 2丁目 1番地	平成29年12月 1日

3　柔道整復

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
Ｗｉｔｈ接骨院 佐藤　洋輔	愛知県日進市藤塚 6― 370	平成29年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第67号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1 柔道整復

施術機関名 施術者名	所在地	廃止年月日
しんえい接骨院 鏡味　拡樹	名古屋市名東区勢子坊四丁目 107番地	平成29年12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第68号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
日比野クリニック	名古屋市瑞穂区鍵田町 1丁目 1番地の 1	平成29年 9月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第69号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除します。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 310号により指定した区域の全部

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第70号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 698号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）
砒(ひ)素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

熱田区神宮四丁目

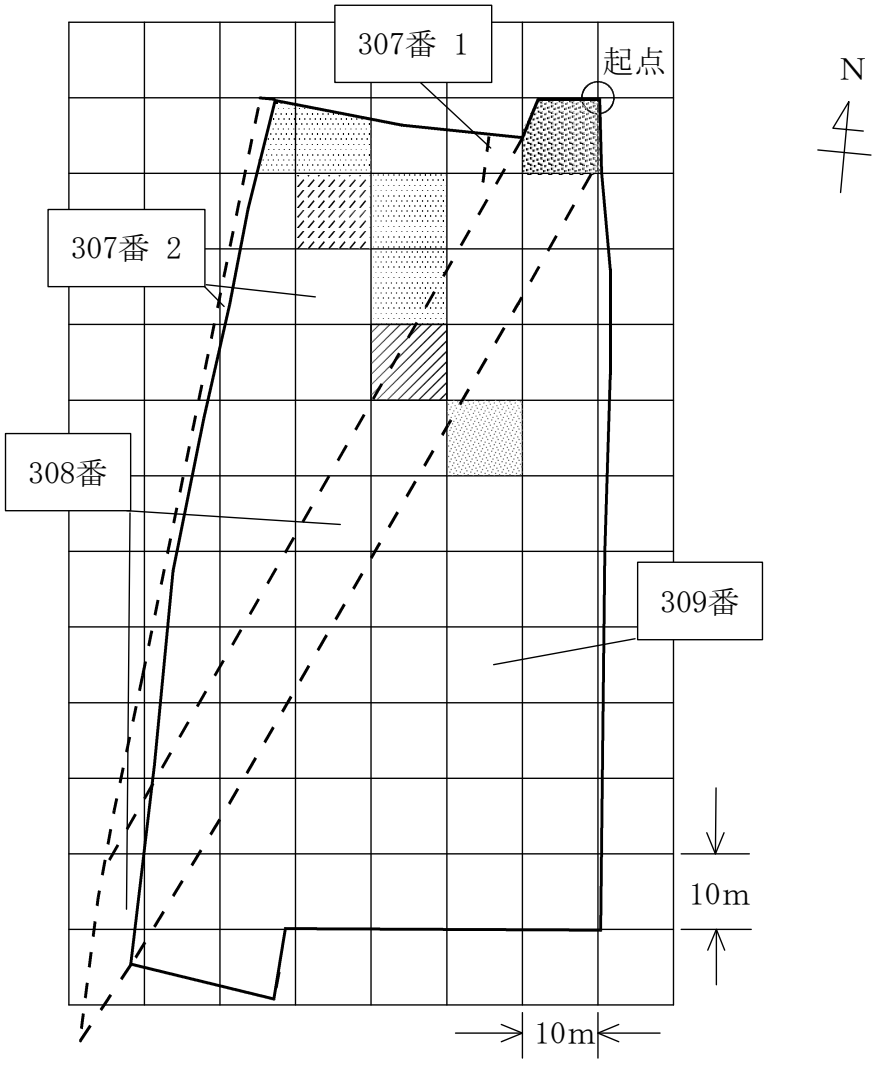

凡例

：調査対象地

：筆の境界

：形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第71号

名古屋市議会定例会の招集について

平成30年２月19日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成30年２月９日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第72号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成30年2月9日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

氏　名	住　所
尾　崎　宗　正	名古屋市守山区大字上志段味字海東463番地の1

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月 5日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド名古屋本店

名古屋市中川区昭明町 5丁目 1番 5　ほか

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区昭明町 5丁目 1番 5 外	名古屋市中川区昭明町 5丁目 1番 5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
㈱今村商店	代表取締役 今村　藤男	神戸市中央区元町通五丁目 2番10号	変更なし	代表取締役 今村　孝夫	変更なし

3　変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 1月16日

(2) 設置者については、平成21年 9月25日

4　変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者については、代表者変更のため

5　届出の日

平成30年 1月16日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月 5日から同年 6月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月 5日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月 6日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン東海通店

名古屋市港区七番町 1丁目 2番 1　ほか 5筆

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区七番町一丁目 2番 1 外 5筆	名古屋市港区七番町 1丁目 2番 1 ほか 5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
名エンエステエイト㈱	代表取締役 青木　泰樹	名古屋市港区七番町 1丁目 1番	変更なし	代表取締役 青木　秀樹	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
㈱スギ薬局	代表取締役 杉浦　広一	愛知県安城市三河安城町一丁目 8番地 4	変更なし	代表取締役 榊原　栄一	変更なし

3　変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 1月 9日

(2) 設置者の代表者については、平成24年 9月11日

(3) 小売業者の代表者については、平成25年 3月 1日

4　変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5　届出の日

平成30年 1月 9日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月 6日から同年 6月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月 6日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月 9日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

シャンピアポート

名古屋市昭和区白金三丁目 601番地

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
東レエンタープライズ㈱	代表取締役 金子　安則	東京都中央区日本橋本町一丁目 5番 9号	変更なし	代表取締役 三村　明	変更なし

3　変更の日

平成28年 6月30日

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

平成30年 1月19日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月 9日から同年 6月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月11日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 2月 9日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー志段味西店

名古屋市守山区下志段味特定土地区画整理地内89街区

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
芙蓉総合リース㈱	代表取締役 佐藤　隆	東京都千代田区三崎町三丁目 3番23号	変更なし	代表取締役 辻田　泰徳	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3番23号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所
㈱バロー	代表取締役 田代　正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の1	変更なし	変更なし	岐阜県多治見市大針町 661番地の1

3　変更の日

(1) 設置者の代表者については、平成28年 4月 1日

(2) 設置者の住所については、平成30年 1月 1日

(3) 小売業者については、平成27年 6月25日

4　変更した理由

(1) 設置者の代表者については、代表者変更のため

(2) 設置者の住所については、町名変更のため

(3) 小売業者の住所については、住所変更のため

5　届出の日

平成30年 1月12日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 2月 9日から同年 6月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成30年 6月11日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課